



軽井沢スキーバス事故後の貸切バス旅行の 安全確保の取り組みについて

令和3年8月24日（火）

一般社団法人 全国旅行業協会（ANTA）

1. 全旅協旅行災害補償制度への「重大事故支援特約」の導入と運用

・全国旅行業協会（ANTA）では、2018（平成30）年4月から、会員用の全旅協旅行災害補償制度に「重大事故支援特約」制度を構築し、万一重大事故が発生した場合において、旅行者による被災者・ご家族への対応等について専門家による支援制度を導入し運用しています。

・重大事故発生時の対応は、その旅行を企画・実施する旅行者が責任をもって行うものであることは言うまでもありませんが、この制度の活用により、会員旅行者の事故対応能力を高め、旅行の安全安心の向上につながるよう、引き続き会員の指導に努めてまいります。

2. 旅行業務取扱管理者への貸切バスの安全対策・運賃制度の研修の実施

・2018（平成30）年1月施行の旅行業法の一部改正により、旅行者はその選任した旅行業務取扱管理者について、「定期研修」を受講させることが義務付けられました。

・このため、ANTAでは法改正後の2018（平成30）年1月末から定期研修を開始し、旅行業法及び関連法規、各種通達、旅行業約款等に関する3科目の講義とともに、「貸切バスの安全対策・運賃制度」を1科目の講義として実施しています。（講義内容等は、次頁参照）



〔講義内容〕

- ・貸切バスの安全対策の経緯
- ・貸切バスの運賃・料金制度の内容
- ・安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策
- ・旅行広告・取引条件説明書面への貸切バス会社名の表記
- ・貸切バス関係通達・資料集 等

〔ANTA定期研修を修了した旅行業務取扱管理者数〕

・平成29年度（平成30年1月～3月）	1,360名	
・平成30年度（平成30年7月～平成31年2月）	2,521名	
・令和元年度（令和元年7月～令和2年2月）	2,641名	
・令和2年度（令和2年8月～令和3年2月）	1,099名	合計 7,621名
・令和3年度は16都市19会場で開催予定		

以上